

<改正後>

別表

評価区分	評価項目	評価方法	自己評価	評価調査者数	訪問調査日数	公表方針	公表期間	評価結果	備考
福祉サービス第三者評価	評価項目 ①共通評価項目 厚生労働省通知(注1ア)に定める評価項目 ②内容評価項目 厚生労働省通知(注1イ～キ)に定める評価項目	書面調査 訪問調査	任意	2人以上	1日以上	事業者の同意がない評価項目は、「同意なし」と公表すること。	評価結果の確定の日から最低1年間	厚生労働省通知(注1ア)に準じた様式により、評価項目ごとに評価されているとともに、その評価根拠、総合評価、事業者のコメント等が記載されていること。	
地域密着型サービス外部評価	評価項目 厚生労働省通知(注2)に定める自己評価項目及び外部評価項目	書面調査 訪問調査 (なお、評価のための資料として、利用者、家族調査を実施すること。)	実施	2人以上	1日以上	事業者の同意がない評価項目についても、評価決定委員会の審議を経て評価結果を公表すること。	評価結果の確定の日から最低1年間	厚生労働省通知(注2)の様式により、①評価項目ごとに評価されているとともに、その評価根拠、総合評価、事業者のコメント等が記載されていること。 ②利用者・家族調査について記載されていること。	地域密着型サービスサービス評価ガイドブック(特定非営利活動法人地域生活サポートセンター発行)を参照の上、実施すること。

注1 福祉サービス第三者評価に関する厚生労働省通知

ア 「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について(平成26年4月1日付雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号厚生労働省社会・援護局長ほか2局長通知)

イ 「施設種別の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」(平成17年3月29日付雇児発第0329001号、社援基発第0329001号、障障発第0329001号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長ほか2課長通知)

ウ 「保育所における第三者評価の実施について」(平成28年3月1日付雇児発0301第3号、社援発0301第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか1局長通知)

エ 「児童館版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」について」(平成18年8月31日付雇児発第0831001号、社援基発第0831001号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長ほか1課長通知)

オ 「婦人保護施設版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」(平成18年6月13日付雇児発第0613002号、社援基発第0613001号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長ほか1課長通知)

カ 「児童自立生活援助事業並びに小規模住居型児童養育事業に係る「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準等について」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」(平成22年3月30日付雇児発0330第2号、社援基発第0330第4号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長ほか1課長通知)

キ 「高齢者福祉サービスに係る「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」の策定について」(平成25年3月29日付社援基発0329第5号、老高発0329第3号、老振発0329第6号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長ほか2課長通知)

注2 「「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」(平成18年10月17日付老計発第1017001号厚生労働省老健局計画課長通知)

<改正前>

別表

評価区分	評価項目	評価方法	自己評価	評価調査者数	訪問調査日数	公表方針	公表期間	評価結果	備考
福祉サービス第三者評価	評価項目 ①共通評価項目 厚生労働省通知（注1ア）に定める評価項目 ②内容評価項目 厚生労働省通知（注1イ～キ）に定める評価項目	書面調査 訪問調査	任意	2人以上	1日以上	事業者の同意がない 評価項目は、「同意なし」と公表すること。	評価結果の確定の日から最低1年間	厚生労働省通知（注1ア）に準じた様式により、評価項目ごとに評価されているとともに、その評価根拠、総合評価、事業者のコメント等が記載されていること。	
地域密着型サービス外部評価	評価項目 厚生労働省通知（注2）に定める自己評価項目及び外部評価項目	書面調査 訪問調査 （なお、評価のための資料として、利用者、家族調査を実施すること。）	実施	2人以上	1日以上	事業者の同意がない 評価項目についても、評価決定委員会の審議を経て評価結果を公表すること。	評価結果の確定の日から最低1年間	厚生労働省通知（注2）の様式により、①評価項目ごとに評価されているとともに、その評価根拠、総合評価、事業者のコメント等が記載されていること。 ②利用者・家族調査について記載されていること。	地域密着型サービス サービス評価ガイドブック（特定非営利活動法人地域生活サポートセンター発行）を参照の上、実施すること。

注1 福祉サービス第三者評価に関する厚生労働省通知

ア 「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について（平成26年4月1日付雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号厚生労働省社会・援護局長ほか2局長通知）

イ 「施設種別の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」（平成17年3月29日付雇児発第0329001号、社援基発第0329001号、障障発第0329001号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長ほか2課長通知）

ウ 廃止前の「保育所版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」（平成17年5月26日付雇児保発第0526001号、社援基発第0526001号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長ほか1課長通知）

エ 「児童館版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」について」（平成18年8月31日付雇児育発第0831001号、社援基発第0831001号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長ほか1課長通知）

オ 「婦人保護施設版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」（平成18年6月13日付雇児福発第0613002号、社援基発第0613001号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長ほか1課長通知）

カ 「児童自立生活援助事業並びに小規模住居型児童養育事業に係る「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準等について」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」（平成22年3月30日付雇児福発0330第2号、社援基発第0330第4号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長ほか1課長通知）

キ 「高齢者福祉サービスに係る「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」の策定について」（平成25年3月29日付社援基発0329第5号、老高発0329第3号、老振発0329第6号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長ほか2課長通知）

注2 「「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」（平成18年10月17日付老計発第1017001号厚生労働省老健局計画課長通知）